

Title	林業史研究(一): 明治四〇年の森林法改正を中心として
Sub Title	A study of forestry in Japan. Part I. The reservation of the forest law in 1907 (40th year of Meiji)
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.5 (1954. 5) ,p.505(41)- 538(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19540501-0041
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540501-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國労働組合を創設しその會長となつた。労働階級獨立政治活動、協同組合、國際労働協力、婦人の權利擴張を支持した。

② Samuel, John (1817—1909) ウェールズ生れの薬用ガラス工、見習時代から組合運動に投じ、協同組合論者であつて、後年 Knight of Labor 内の協同組合部長をなし、生涯の資料を提供した。

③ Wright, James L. 一八一六年アイルランド生れ、多年洋服工組合運動を續けて指導した。一八六八年 Knight of Labor 創設者の一人である。

④ ミネソタ、ペンシルヴァニア州等では社宅よりストライキ中の労働者を追放することを認める立法、鐵道、炭坑等の私的警官を認め、封建制度に類する特殊な社會秩序を設定するような立法が成立した。ニュー・ヨーク、ニュージャージー、ペンシルヴァニア諸州では共謀罪を復活させた。

⑤ International Industrial Assembly of North America.

⑥ Iron Molders' International Union.

⑦ 全國組合参加を證明するために地方組合に交附するための一種の免許状。

あとがき—本稿は研究奨励資金を受けて研究中の「アメリカ労働運動と労働法制の史的発展」の一部をなすものである。

資料

林業史研究(一)

—明治四〇年の森林法改正を中心として—

金丸平八

日露戦争が我が國の持つ「力」の限界を超へたとき、勝利の榮光は、既に、その輝きを失ひ始めてゐた。果せるかな「バイカルへ」の呼號を嗤笑し、日比谷事件をも誘ふた「屈辱的講和」の締結に際しては、多大の犠牲を強ひられたのである。戦勝に沸く夢と希望は一瞬にして潰へ去つてしまつた。ここに於て、急速な「國力の恢復・増進」を基軸とする戦後の經營が、強力に一時には妖しき雰圍氣さへも混へて展開されて行つたのである。我々はこの時に示された個々の施策が、我が國の將來に及ぼした影響の重大さを忘れることは出来ない。それ故、我々は先ず、戦後の經營に當つて我が國の標榜した宏大な企圖とこれが實現の方途に關する具體的内容とを明確に把握してきてきたいと考へる。

資本蓄積の絶對的不足と、その破産的集積といふ事實が端的

に物^(註三)我が國經濟の脆弱性は、老大な軍事費を、著しく不利な外債に求めることを餘儀なくさせた。従つて、外債の重荷に喘ぎ、荊の道を進む勝者の運命は、早くも、この時に萌してゐたといひ得るであらう。賠償金の放棄が、この運命にとつて決定的な要因となつたことは、更めて述べるまでもない。この他方、戦争の擴大に伴ふ増税の反復並に低賃銀政策に依つて、ただでさへ狹隘な國內市場は、遂に、その機能を全面的に喪失してしまつた。それにも拘らず、滿洲に於ける權益は列強の制約下に置かれ、處理の自由を留保し得た唯一の地たる朝鮮も、そのままの形で、崩壞した國內市場を救ふことは不可能であつた。むしろ、我が國は、朝鮮に對して開發資本の輸出を強請されてゐたのである。

如斯、資本の背景を缺く戦果の「空虚」さを具に經驗した我が國が、この經濟的破局の裡にあつて、恢復への目標を強大な資本の蓄積に求めたのは極めて當然の歸結であつた。ここに目標は掲げられ、我が國は、過去への感傷を振り捨て、躊躇することなく、恢復への歩みを運び始めたのである。勿論、この秋、人々の眼には、目標に連なる幾筋かの徑が映じたことであらう。即ち「特殊日本型」とさへ呼ばれるに至つた、後れた生産關係を一掃し、新なる經濟構造に支へられた社會構成を以て、所期の目的達成を計ることも、確かに、その一つであつた。乍然、かかる變革を懷ふ人々にとつて、情勢は全く絶望的であつたと思はれる。このことは、當時に於ける政治權力の基

盤に一聲を興へ、同時に、この變革の主體となるべき組織の未熟さを想起するならば、容易に理解することが出来るであらう。然し、我が國の眞の眞の繁榮は、この變革に自らを投ずることによつてのみ享受することが出来たものではあるまいか。ともあれ、この謂はば、恢復への基本的方向を峻拒した後、我が國にとつてより明かるい將來を想定することは、甚しく困難となつたやうに感ぜられる。

曩に述べた如く、基本的方向よりの逸脱は、我が國の經濟構造に固着してゐる矛盾の解消を阻止し、自生的な經濟發展への動きを塞々にすることに外ならない。それ故、全ゆる産業の振興にとつて、積極的な保護と育成とは不可缺の條件と化するに至つた。然し、かかる經濟政策も、激化する内的矛盾と外的制約の重壓に依つて、絶へず、破綻の危機に曝されてゐたのである。それにも拘らず、政策轉換への契機を自から剪除してしまつた我が國は、畏ひかかる危機を躲す爲に、只管、既定政策の強化に狂奔するのみであつた。従つて、この過程を通じ抑壓と欺負・收奪と侵攻とは次第に顯著となり、遂には、それを擁護する政治的・軍事的體制の整備さへも促すに至つたのである。かかる過程は、嘗つて、全ゆる經濟政策の前提條件として附加されてゐた政治權力への結合・集中が、總て、その基調へと轉化して行く姿と看做すことが出来る。然し、これ等の事柄は、既に提示した我が國の將來に關する推論と共に、廣汎な分野に亘る、より具體的事象の分析を俟つて、始めて、積極的な主張

となり得るのである。それ故、本稿に於ては、研究の對象を林業に限定し、右の觀點に沿ふて實體解明に努力してみたいと思ふ。

(註一)この具體的時點を決定することは極めて困難であるが、強ひていへば、一九〇〇年一月(明治三十七年一月)を以てこれに當てたいと思ふ。即ち、同年一月十七日には沙河に於ける戦線膠着の主因となつた萬寶山の喪失があり、然も、この間、山縣一兒玉の往復電文は、戦力低下の苦惱を明白に訴へてゐる、即ち「敵は本國に於て動員を頻りにし、兵力を増大せんことを努めつゝあるに對し、我に於ては、逐日善良有爲の將校を失ひ其の補充容易ならず、野山砲彈藥の補給も亦十二日以降にあらざれば意の如くならず(傍點筆者)」「伊藤正徳著・國防史・現代日本文明史・第四卷・昭和一六年刊・三〇二〜三頁)。

經濟力の破綻は、遂に、同年一月一日の外債募集に關する訓電となり、翌一月八日第二回英貨公債募集の商議が成立したのである。この募集目的は「時局の大勢ニ照スニ事件(日露戦争―筆者註)ノ前途頗ル遠遠ナルノミナラス：政府外國拂ハ經常臨時ヲ合セテ頗ル巨額ニ達スルヘキコトヲ期セサルヘカラス：終局ノ勝利殆ト期スルヲ得ルニ至リタリト雖モ：外國資本家ハ尙本事件(日露戦争―筆者註)ノ將來ニ對シ寧ろ疑懼ノ裡ニアルモノノ如ク：擔保ヲ提供スルノ己ムヲ得サルニ至ル」(明治三十七・八年戰時財政始末報

項目 種別 年度	農・工・商水陸運輸會社計			銀行		
	會社數	拂込資本立計 金計 合	平均一社 均一拂 當積立 金	會社數	拂込資本立計 金計 合	平均一社 均一拂 當積立 金
1905年 (明治38年)	9,066	1,200,546	133	1,697	316,778	186
1906年 (明治39年)	9,329	1,324,698	141	1,670	329,752	197
1907年 (明治40年)	10,087	1,401,512	138	1,663	375,782	225

林業史研究(一)

告・大藏省・四二五〜八頁参照。

(註二)農業・工業・商業・水陸運輸各株式會社と普通銀行とを、拂込資本金・積立金について比較すれば上表の如くである。尙、本表は「大日本帝國統計年鑑」より作成した。掲上數字は千圓以下切捨。

(註三)外債募集は、下表の如く前後三回に亘つて行はれた。尙、こゝにいふ「募集年月日」とは、商議成立の日である。

外債募集に當り、その條件が、政府當局に於ても意に満たざるものであつたことは、次の記述に徴しても明らかである。即ち、第一回の募集條件に就き「成ルヘク其發行條件ヲ改善シ

募集關スル條件	第一回	第二回	第三回
募集年月日	明治三十七年五月七日	明治三十七年二月八日	明治三十八年三月二四日
募集總額	一〇〇〇萬磅	一〇〇〇萬磅	三〇〇〇萬磅
利率	年六分	年六分	年四分半
償還期限	七ケ年	七ケ年	二〇ケ年
發行價額	百ニ付九三	百ニ付九〇	百ニ付九〇
政府手取金	百ニ付九〇	百ニ付八六半	百ニ付八六半
擔保物件	海關稅收入	海關稅收入 (第二擔保)	煙草專賣 全收入

且發行額ヲ増加セント欲シ：交渉セシメタルモ政府手取金ヲ上セテ九十ト爲シタルト及關稅收入擔保ノ要求ハ毫モ我行政權ニ對シテ干涉スルノ希望ヲ有スルモノニ非サルコトヲ確ムルヲ得タルトノ他其條件ヲ變更スルコト能ハス。此ノ如ク公債發行ノ條件ハ未タ満足スヘキモノニ非サルノミナラス擔保ノ承諾ハ：他日ニ於ケル外債募集ノ累トナル虞レナシトセサルモ：政府ハ已ムコトヲ得ス該條件ヲ以テ募集スルコトトナシ：」と述べ、第二回に就ても「政府ニ於テハ成ルヘク一時ニ貳阡萬磅ヲ募集シ殊ニ手取金ヲ九十以上ト爲スノ希望ヲ有シ：協商セシメタリ：當時第一回英貨公債ノ市價ハ倫敦ニ於テハ約九拾四磅半紐育ニ於テハ更ニ稍低キノ状態ニ在リタルヲ以テ政府ハ條件ノ改善ニ望ミヲ絶チ：商議ヲ進行セシメタリ：是ヨリ先：北海事件ニ關スル英露交渉ノコトアリ市

場ハ大ニ警戒ヲ加ヘ；資本家ハ更ニ發行價額ヲ九十、政府手
取金ヲ八十六半トシ；セシコトヲ要請セリ；政府ハコレヲ容ル
ルコトトシ；」と記してある。第三回の條件も右二回と同様
不満足ながらもこれを受諾するに至つたものである。(大藏
省・前掲書・四〇一〜六四頁参照。)

(註四) 戦費調達を目的とする増税は、前後二回は、夫
々、第一次非常特別税・第二次非常特別税と呼稱されてゐる。
その詳細は大藏省・前掲書・七一〜三〇七頁について見られ
たい。概要は次の如くである。

「日露干戈ヲ交フルニ方リ巨額ノ軍事費ヲ支出スルノ必要ヲ
生シ之ヲ支辨スルノ目的ヲ以テ非常特別税法案ヲ第二十回帝
國議會ニ提出シタルニ議會ハ多少ノ修正ヲ加ヘテ政府ノ提案
ヲ可決シ明治三十七年三月法律第三號ヲ以テ之ヲ公布セラレ
四月一日ヨリ施行セラレタリ是レ實ニ第一次非常特別税ナリ
トス

第一次非常特別税ハ地租、營業税、酒税、砂糖消費税、醬
油税、登録税、取引所税、狩獵免許税、鑛業税及各種ノ輸入
税ヲ増徴シ毛織物及石油ニ消費税ヲ課シ民事訴訟印紙ヲ増貼
セシムルニ在リ；

此ノ如ク非常特別税ヲ起スト同時ニ政府ハ一方ニ於テ税法
ノ改正ニ依リ歳出ノ節減ヲ爲シ他ノ一方ニ於テハ土地臺帳謄
本手数料ヲ増加シ且登録手續ヲ改正シテ歳入ノ増加ヲ計ルノ
計劃ヲ爲セリ」

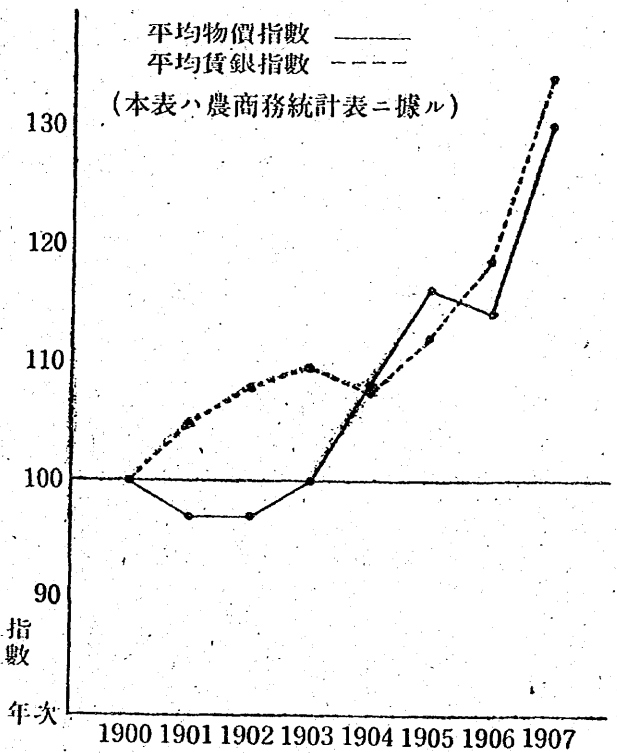
「戦局ノ發展ニ伴ヒ；重ネテ歳入ノ増加ヲ計ルノ必要アリ非
常特別税法中改正法案ヲ第二十一帝國議會ニ提出シタルニ議
會ハ多少ノ修正ヲ加ヘテ之ヲ可決シ明治三十八年一月法律第
一號ヲ以テ其發布ヲ見ルニ至レリ是レ實ニ第二次非常特別税
ナリトス

第二次非常特別税ハ地租、營業税、所得税、酒税、砂糖消
費税、登録税、取引所税、狩獵免許税、鑛業税、賣藥營業
税、印紙税、及各種ノ輸入税ヲ増徴シ新ニ小切手ニ印紙税ヲ
砂金採取業者ニ砂金採取地税ヲ汽車、電車、汽船ノ乗客ニ通
行税ヲ毛織物以外ノ織物ニ消費税ヲ繭、米及穀ニ輸入税ヲ課
シ行政訴訟ノ書類ニ印紙ヲ貼用セシムルニ在リ而シテ繭ニ輸
入税ヲ課スルハ議會ノ修正ニ依ルモノナリ

斯ノ如ク非常特別税ヲ増スト同時ニ相續税ヲ創設シ鹽ノ專
賣ヲ開始シ國家急須ノ需要ニ應ジタリ；」

尙、當時の貨銀・物價の關係は次表(次頁に掲ぐ)の如く
であるが、この場合には労働時間の延長に伴ふ實質貨銀の切
下げを考慮しなければならぬ。

ふ言葉に對して、その鐵道さへも「小村がニューヨーク金融
資本家に操られてはじめて可能(滿鐵の獨占經營が一筆者
註)とされたところであつた。」(信夫清三郎・外交論・昭
和一年刊・一七七頁。)ことを考へ併せれば十分である。



(註六) これに就ては、黒龍會さへも、次の如く記して
る。「現に沙河に日露兩軍が對陣してゐる頃に於ては、我

が軍は彈藥の缺乏に悩まされてゐた上に、…奉天の大攻撃で
更に多大の犠牲を拂つた後では戦争を繼續する上に一層の不
安が募つて來てゐたのである。これは國民の義勇の問題では
なくて、國力の懸隔、經濟力の優劣、軍需工業の未発達とい
ふ急にどうすることも出來ぬ問題に繋がる弱點に因るもので
あつた。(傍點筆者) (黒龍會編・東亞先覺志士記傳・中卷・
昭和一〇年刊・一四八〜四九頁。)

(註七) 日露戦争の擔當者である桂内閣が、ブルジョアジ
ー・地主と絶對的專制勢力との苟合の上に築かれてゐたこと
は疑ひなき事實である。詳しくは、田中康夫・政黨及び憲政
史・日本資本主義發達史講座・第二部・昭和七年刊・参照。

(註八) 社會民主黨の結成(一九〇一年五月二〇日)は、勞
働者による政權要望の具體化とも考へられる。乍然、この時
に於ても亦、その後に現はれた幾多の労働爭議に於ても、社
會民主黨は労働者を一つの組織の下に、且、同一の闘争理念
に基いて指導する力を缺いてゐた。いはば、民主的勢力の搖
籠期とも稱すべきであらうか。詳しくは、前掲講座・小川信
一・労働者の状態及び労働運動史・参照。

(註九) 對外關係について、T. H. ミラーは、一九〇六
年(明治三十九年)早くも次の如く指摘してゐる。「極東問題
を解決するどころでなく、平和はそれを戦争が起る以前と同
様に未解決の状態のままに残した。」T. H. Millard; The
New Far East, an examination into the Newpositi-

on of Japan and her influence upon the solution of the far Eastern question, with special reference to the interest of America and the future of the Chinese Empire. N. Y. 1906. pp. 1~2.

二

我が國の林業に對する積極的な保護・育成策は、一九〇七年（明治四〇年）の森林法改正となつて具體化した。^(註一)乍然、既に我が國林業の内部に於て成長しつつあつた幾多の異質的要素は、新たな森林法（以下、改正森林法と略稱する）の施行に當り、除外例の設定を強く要請したのである。^(註二)この結果、改正森林法の對象は著しく縮小され、實質的には、樺太・北海道・朝鮮・沖繩・臺灣を除く「公有林・社寺有林及私有林」に限定されることとなつた。^(註三)約言すれば、改正森林法制定の目的は、所謂「内地」に於ける「公有林・社寺有林及私有林」の保護と育成とにあつたのである。それ故、改正森林法の研究は、次に示す二つの視點に基いて行はれることが望ましい。即ち、その第一は、改正森林法に附與された「制限」を如何に理解すべきかであり、第二には、かかる制限を負ふた改正森林法が、我が國林業に如何なる影響を及ぼしたかといふことである。然し、第一の問題は、これを別稿に譲り、本稿に於ては、研究の目標を第二の問題に集約し、前者は必要な限りに於て觸れることとする。蓋し、第一の問題は「制限」の内容を構成する御料林・國有林の成立過程と共に研究されるべきものと考へるからである。

扱て、第二の間に應へる順序として、我々は、先ず、その當時、林業に與へられてゐた經濟的地位を振り返つてみよう。未だ嘗つて基本的生産の手段としての役割を演じたこともなく、基幹産業の概念にさへほど遠い林業が、我が國經濟構造の中にあつて、極めて低位に置かれてゐたであらうことは想像に難くない。それにも拘らず、これを具體的に例示することは誠に困難である。いま、その概要を知る爲に、敢て第一表（次頁）を掲げ、これに基いて一九〇二年と一九〇六年との生産額を比較すれば、次の通りである。^(註四)

項目	一九〇二年に對する一九〇六年の増減比率。(+)増、(-)減 %
織物(工業)	(+) 四六%
鑛業	(+) 九三%
米穀收穫高(農業)	(+) 二五%
水産業	(+) 二四%
林業	(-) 一%

これに依れば、林業は、その生産額に於て、僅かに、水産業の優位にあるとはいへ、兩者共に、他の産業に對する劣勢は覆ひ得ない。更に、その増加率を考へた場合、林業は、他の産業とは逆に、獨り減退さへ示してゐるのである。

この結果は、明かに、林業生産の停滞性を物語るものであり同時に、林業の經濟的地位に關する前記推論に對して積極的根

第一表 諸生産物價額累年比較表

年次	項目	價額					平均物價指數	
		總物(一)	礦業(二)	農(三)米	水産業(四)	林業(五)		
1902年(明治35年)		151,187	56,129	445,772	36,932	44,245	66,317	97
1903年()		138,286	57,479	635,744	46,473	42,145	58,612	100
1904年()		130,196	58,459	662,935	51,430	43,892	59,893	108
1905年()		154,587	78,109	483,264	38,172	50,261	55,402	116
1906年()		210,355	108,397	668,608	46,302	54,673	65,960	114
1907年()		228,240	112,052	785,814	49,052	62,857	77,464	130

(註) 本表の数字は、全て農商統計表に據る。但し、平均米價の項を除き、何れも揚上單位以下は切捨てた。
 (1)は「總物累年比較・價額計」の項から引用した。(2)は「全國礦産高・生産額・價額」の項から引用した。
 (3)は、收穫高に平均米價を乗じ筆者が作成したものである。(4)は「漁獲物價額累年比較」より引用した。
 (5)は、木材・薪炭材・竹材・林野副産物の生産額をも含めた額である。

據を興えるものと考へて差支へないであらう。更に、第二表（四八頁上段）に於ても、我々は、かかる結論を變更すべき何等の理由も見出すことは出来ない。

乍然、「竹木材及同製品」の項に記された約七、〇九八千圓に達する輸出超過額^(註五)は、我が國林業に看過し得ない意義を附加するものであつた。何故ならば、林業は、この事實に依つて、假令一時的ではあれ、二重の任務を委ねられるに至つたからである。

日露戦争によつて、「財源はすべて使ひはたし」「政府は國民に課税することも出来ないし、公債を發行することも出来ない」^(註六)状態に追ひ込まれた我が國が、全ゆる産業に對して盲目的保護助長策を採ると同時に、原始産業の成果を輸出に振向け行つたのは、極めて當然な結果である。それは「明治三十七年一月以降實ニ約九千萬圓ノ正貨流失ヲ見」^(註七)更に翌年よりは、外債利子のみにて年々一、三〇〇萬圓の負擔を持つ政府にとつて財源涵養の捷徑と觀ぜられたのであらう。従つて、林業も亦、

この意味に於ける一般的規則に服したことはいふまでもない。乍然、「滿洲に於て」筆者註）今や開放となりし十六都市に於ける折角の好市場を得たるを機とし、他國品を壓倒して我獨占市場たらしむべき「背信」を秘めた政府の企圖は、必然的に

「第二表・一九〇六年に於ける輸出入價額の概要」

項目	輸出入額		輸出入差額	
	輸出額	輸入額	(+) 出超	(-) 入超
總額	447,401	465,013	(-) 17,611	
綿及綿絲綿布 (一)	54,723	106,618	(-) 51,895	
重要礦産物 (二)	43,100	38,597	(+) 4,503	
穀物及種子 (三)	4,725	39,933	(-) 35,208	
魚介・海藻 (四)	8,673			
竹木及同製品 (五)	11,113	4,015	(+) 7,098	

(註) 本表は(四)・(内)を除き大日本帝國第三十統計年鑑より引用した。何れも掲上單位以下切捨。(四)は、農商務統計表「重要礦産物輸出入價額累年比較」より引用。(内)は前記統計年鑑中に輸出と同一項目の輸入額が記載されてゐない爲、「その他」に含まれた、チーク材・丸材及角材・籐・コルク栓・パルプの價額を合計したものである。尙これに就ては、註五を参照されたい。

より、高度の資本生産に基礎を置く諸外國―特に英・米兩國―との直接的競合を覺悟しなければならなかつた。ここに於て、第二表の輸出超過額に凝集された經濟的特異性を持つ林業は、さきの一般的規制に従ふと同時に、我が國に於て比較的高度の資本生産様式を樹立してゐた特定産業が、自己を整備し、諸外國のそれと對應し得るに至るまで、我が國の蒙つた創傷を幾程なりとも快癒へと導かねばならなかつた。換言すれば、林業は、我が國輕工業―就中、綿業―の滿洲進出を積極的に援助すべく、その「時」を準備する任務をも擔ふたのである。これに加へ、國內に於ける木材需要の増大は、前記一般的規制を強化・歪曲し、森林の持つ多様な役割を無視し、林木の商品化のみを急ぐ結果を齎した。然も、かかる過程が「上から」企圖され強行される限り、その具體的結晶ともいふべき改正森林法が、力點を何れに求めたかは推測に難くない。この他方、林業の經濟的特異性に基く任務の「時的」性格は、その經濟的地位の本質的な低位性に基き、變て、改正森林法に一つの限界を附與し、遂には、我が國林業行政にとつて、奇妙な、然も拭ひ難い宿命を印する因となつたのである。

(註一) 明治四〇年四月二三日、法律・第四三號を以て公布。施行は、明治四一年一月一日である。(明治四〇年一月二五日、勅令・第三四六號「森林法施行期日ノ件」)
(註二) 改正森林法は、御料林・國有林を夫々適用範圍外に置いた。即ち、御料林は「明治三十九年：御料局は山林局に

對し御料林の除外例を求め、國有林と同列の立場に立つ様改正を希望し、森林とあつて從來疑問の個所を公有林・社寺有林・民有林と列擧し、御料林を除外することを要望した」(帝室林野局・帝室林野局五十年史・昭和一四年一〇月刊・三九八頁)のであるが、これは、明治四三年の皇室財産令の制定に伴ひ「森林法：は御料林に準用あるもの」と解釋されるに至つた。(同書・四〇〇～五頁。傍點筆者)尙、國有林と雖も、森林法に對して完全な例外的地位を占めてゐた譯ではない。然し、かかる原則は、一八九九年(明治三二年)三月公布された「國有林野法」(法律・第五八號)並に、それに續く一聯の規定を以て、事實上無視若しくは例外解釋が採られて來たのである。従つて、改正森林法に對しても、正確には、前者は要望であり、後者は既成事實たる例外的地位の確認といふべきであらうか。

(註三) 森林法・第八章・附則・第六六條

北海道・沖繩縣其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ付テハ本法中保安林ニ關スル規定ニ限リ之ヲ施行ス

前項ノ他本法ノ規定ヲ施行スルノ必要アルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得
(註四) 本表に於ては、例へば、水産業を漁獲高價額を以て代表させたが故に、鹽の生産額は含まれてゐない。従つて、極めて概括的表現であることを附記して置く。

(註五) この數字は、原典の撰擇如何によりかなりの變動があることを知らなければならぬ。例へば、「竹木材及同製品」の輸出・入額を農商務統計表に據つて求むれば次の通りである。即ち、

輸出價額。(木材・茶箱用材・燐寸軸木・竹材の計) 九、五七五、二〇九圓
輸入價額。(木材・チーク材の計) 一、二五九、八五九圓

差引、輸出超過額。八、三一五、三五〇圓
亦、この輸入價額を「重要輸入品要覽」(明治四二年・農商務省刊・下編・二七五頁)についてみれば、

輸入價額。(チーク材・板・丸材及角材・紫檀・桐・其ノ他ノ木材) 一、三四三、八五九圓
となり、共に相當の距りを示してゐる。

(註六) 黒龍會編・前掲書・四三五頁。
(註七) 明治三七・八年戰時財政始末報告・四二五頁。
(註八) 同書・四二四頁・四四九頁。

(註九) 明治三八年一月二七日附・東京日々新聞社説。
(註一〇) 「日本政府は、滿洲に於て門戶開放を維持し、該地方を中國に還附すべき立場を依然としてとる旨を聲明すべきことを訓令し」(一九〇五年四月二五日、小村外相より高平駐米公使への訓電、信夫清三郎著・近代日本外交史・昭

和十七年刊・一五一頁)。「日本國政府及び大不列顛國政府は千九百二年一月三十日、兩國政府間に締結せる協約(第一回日英同盟十筆者註)に代ふるに新規約を以てせむことを希望し、清帝國の獨立及領土保全並清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て清國に於ける列國の共通利益を維する。條項を約定」(一九〇五年八月一二日調印、第二次日英同盟規約、前掲書・一四九頁)。したにも拘らず「目下(明治三十九年三月十筆者註)英米ノ貿易會社ニ殆ント公言セラレ居ルハ、滿洲ニ於ケル日本ノ軍官憲ハ、軍事動作ニ依リ外國貿易ニ拘束ヲ加ヘ、滿洲ノ門戶ハ、疊ニ露西亞ノ掌中ニ在リシ時ニ比シ、一層閉鎖セラレタルコトナリ。而モ、其閉鎖主義ハ專ラ歐米人ニ對シテ行ハレ、日本人ニ對シテハ開放主義ヲ實施シツツアリト云フ。」(明治三十九年三月三十一日、マクドナルド英大使より伊藤統監への書簡、平塚篤編・前掲書・昭和五年刊・三九四頁)事態を招いたのは、その理由の如何に拘らず、正に背信行爲と呼べるべきであらう。

(註一一) 木材需給に關する調査は、「本邦林産物需給調査書」(帝國森林會・大正一二年刊)を以て嚆矢とする。それ故、信憑度に缺ける憾はあるが、「東京外十一市場木材商況調査書」(山林局・明治三十九年刊)より作成した下表によつてこの事情を推測されたい。

市場名	東京	大阪	名古屋	物價指數
1903年(明治36年)	6,742,186	1,752,332	1,226,319	100
1904年(明治37年)	7,097,038	1,406,034	1,226,650	108
1905年(明治38年)		1,804,657		116

東京・大阪は賣捌高、名古屋は「堀川河岸木材輸入價額」尙、物價指數は農商務統計表より引用。

既に述べた、我が國林業の經濟的地位といひ、或ひは、その任務と稱するも、それ等は、果して如何なる實體から醸成されてゐたのであらうか。我々は、視線を、林業の内部構造に轉ずることとする。

我が國林野の總面積は、過去に於て、幾度かの變動を経験したのであるが、一八九八年(明治三十一年)以降、一應の安定が齎された。即ち、その概要は次の通りである(次頁上段)。

この結果、一九〇六年に於ける我が國總面積の約六五%は山林・原野に屬し、原則的には、その悉くが、森林法の對象を形成してゐたのである。この事實は、我が國林野に寄せられた幾多の異質的期待と相俟つて、森林法の重要性並に、それが内包すべき性格の多様性に關して多大の示唆を與へてゐる。次に、これ等の林野面積

を、經營主體の別に從つて分類し、その結果を掲げやう。

「一八九七年~一九〇六年の林野面積推移」

年次	林野總面積	森林面積	原野面積
1897年(明治30年)	19,015,139.40	17,019,308.40	1,995,831.00
1898年(明治31年)	24,574,135.30	22,686,188.00	1,887,967.30
1906年(明治39年)	24,028,055.10	22,121,118.50	1,960,961.60

(註) 本表は農商務統計表より作成。

「一九〇六年に於ける經營主體別林野面積」

經營主體	林野面積	總林野面積ニ對スル比率%	備考
御料	2,246.00	9.3	(1)農商務統計表ヨリ作成 (2)揚上單位以下切捨
國有	12,458.00	51.8	
部分	2,656.00	10.6	
私林	186.00	0.7	
計	6,479.00	27.5	
計	24,028.00	100.0	

總林野面積の約六一%を占める兩者は、既述の如く、唯單に、それ等が國有であり御料であるといふ理由の下に、森林法の適用を拒否し續けて來たのである。我々は、かかる事實が、國家權力の、或ひは亦、天皇制支配の強大さに基因するものであるか否かに就ては、速斷することを暫く差控へたい。それにも拘らず、若し、兩者が、蓄積量の豊富さを誇り、美林の多きに酔ふことが出來たとするならば、それは、他の林野一特に私有林の犠牲に於て維持されて來たことを銘記すべきである。左表は、これに對する直載な答へとみることが出来る。

量比較表

「一九〇六年に於ける經營主體別林野産物生産額並に生産

經營主體別	林野産物總生産額ニ對スル比率%	用材總生産量ニ對スル生産率%	薪材總生産量ニ對スル生産率%
國有	一三・二	三〇・八	九・五
御料	一・六	八・四	〇・八
部分	〇・三	〇・五	〇
私林	八四・六	五九・六	八九・二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(註) 本表の數字は、揚上單位以下切捨。

この表に依據するならば、假令、改正森林法の適用範圍が、國有・御料の各林野に止まつてゐたとしても、人々は、さしたる疑義を挾まないであらう。乍然、事實は全く逆なのであつて

即ち、所有林野面積と逆行する林業生産の序列、更に、用材生産と薪材生産に現はれた著しい破調は、國有・御料の各林野

が、一般的經濟秩序の埒外にあつて、夫々の所有林野を恣意的に維持し經營することの出來た一證左である。事實、前者を支へる老大な國家財政と、後者を擁護する帝室財産としての諸特權は、それに從事する當時の林野當局がもつ特權意識と相俟つて、兩者の「理想的林業經營」に何等の憂ひも感ぜしめなかつた。乍然、前掲の二表に明示されてゐる如く、所有形態の偏倚を無視した林業生産の跛行的繼續は、我が國林業の生産構造をより歪曲化することにのみ役立つた。具體的には、公有・社寺有林野の著しい荒廢と、私有林野の里山から奥山への急激な移行として現はれたのである。公有林野の荒廢が、嘗つて農民に與へられてゐた、自家用薪材乃至綠肥供給源としての「入會山」喪失は農家經濟の破綻を直接的原因としてゐたことは多言を要しない。従つて、かかる事態の防止・復舊は、舊慣習に基く「入會權」と、公有林野の管理權・使用權等に關する合理的調整を基抵として考慮するべきであつた。一片の法令を以て、これを律するには、餘りにも重要であり且複雑に過ぎるものといはざるを得ない。然し、當時的林野當局はこの點に思ひを至すことなかつたのである。

然らば、森林法改正前夜に於ける公有・社寺有林野並びに私有林野は、一般的に、如何なる状態に置かれ、如何なる性格を有してゐたのであらうか。いま、その個々について概観してみやう。

公有林野の設置は、一八八九年（明治二年）の市制町村制

部落有林野のかかる變貌を易々として容認したわけではない。そこには、滲しないう形無形の抵抗が繰返され、一時は、公有林野設置の意圖が、文字通り、幻想の域から一步も進み得なかつたことも事實である。唯、この間に部落有林野は荒れに荒れた。原因については多くを語る必要はないであらう。然し、このことは、結局に於て、強權に支援された幻想の蘇生を促し現實化を急がせる要因となつたのである。

私有林の成生過程及びその内容は多種多様に亘つてゐた。それ故、私有林に現はれた前記の現象が、假令、その本質に於て、公有林野のそれと同一であつたとしても、我々は、私有林一般をかかる齊一性の中に解消してしまふことは到底許されない。何故ならば、齊しく私有林と呼稱されながらも、「個人有林」と「會社有林」との間には顯著な差異が存在し、兩者を質的に區分してゐたからである。それは、確かに、兩者の經濟的意義更には經濟變動に對應する方法「型」の相異として集約されるであらうが、兩者は、異型ではなくして異質的存在であることを明瞭に認識して置かなければならない。蓋し、この認識を缺く限り、森林法改正の意義を正確に把握することは出來ない。それ以降に於ける我が國林業の展望など到底期することは出來ない。考へられるからである。

個人有林は、極めて少數の例外を除き、所有者が、自己の全生活を託し得ない程零細な所有形態を以て覆はれてゐた。従つて、これ等山林が、所有者の從事する他の諸産業と密着して、

實施に伴ふ部落有林野の統一を直接的契機として惹起された。その目的は、部落有林野を市町村に移讓することによつて、所謂「基本財産」を創出し、これを恒久的財源として維持・育成することにあつた。従つて、かかる試みが、當時の内務官僚を母體として積極的に推進されたのは當然である。乍然、複雑な入會權並に錯亂せる慣行を内包する部落有林野を、假令、形式的であるにせよ、統一し、その管理權を變更するが如きは、彼等の豫想した程簡單に行ひ得るものではなかつた。加ふるに、かかる企圖は、所有形態の變更といふ、謂はば、形式的操作に止まることなく、本質的改變をも促してゐたのである。即ち、部落有林野は、部落民の生活必需品―薪材・綠肥等―の供給を通じ、部落民の生活に密着した―それ故にこそ、部落有林野を繞る慣行は複雑の度を増して行つたのであるが―存在であつた。然し、部落有林野が、この用途に沿つて經營される限り、計量的數字に現はれた利用價值は、必然的に、低下せざるを得ない。この事實は、部落有林野の荒廢を裏付ける資料として屢々援用され、同時に、それを市町村に移管し財源化を企圖する人々にとつては、舊來の經營方針に根本的改訂を求むる有力な―恐らく唯一の―根據となつたのである。換言すれば、彼等の描いた公有林野への幻想は、部落有林野の完全な商品化に他ならない。それ故、公有林野の創設は、嘗つての部落有林野に對する部落民の使用權を剝奪するばかりでなく、使用權そのものを抹殺し無意味たらしめることであつた。勿論、部落民達は、

所有者の經濟的基盤を形成してゐた例も決して尠くない。この場合、山林所有者は、山林經營の成果を恒常的に享受すべく、高度の綿密さを以て、その經營を一瞬の遲滞もなく繼續して行かねばならなかつた。それ故、これら一群の人々による山林への關心が、里山に屬する薪炭林若しくは雜木林に於て特に著しかつたことは當然である。同時に、この山林經營が、その目的からいつても、自家勞働力に依存してゐたことはいふまでもない。ところで、かかる所有形態を暫く措くならば、個人有林が單獨では所有者の生活を支へ得ないといふ事實から、山林本來の使命である林木生産が、所有者にとつて或る種の距りを以て映ずる結果を招いた。即ち、彼等は、山林を、或る場合には、偶發的事態に對處する爲の豫備的措置として、また或る時には、資産保全の手段とする等、單に、補助的・副次的期待を寄せながら所有・經營してゐたのである。この傾向は、山林の特殊性とも呼ばるべき資本回轉の長期性によつて、一段と助長されて行つた。従つて、彼等の渺なからざる部分が不在地主であり、その管理・經營は、在地の管理人等に委ねられる傾向を有してゐた。然し、この役割を冠せられた山林は、所有者が一般的經濟變動に順應し得る限りに於て、山林としての姿容を維持し得たのであり、一度、この限界が破られるに至れば、その大部分は、伐採跡地への植栽すら放棄し、更には、山林自體の喪失さへも甘受しなければならなかつたのである。何れにせよ、個人有林に現はれた林木生産の里山から奥山への移行は、山林

所有者の經濟的崩壊に隨伴する山林喪失の過程に外ならず、それは窮極に於て、公有林野の荒廢と軌を一にするものであつた。唯、個人有林は、豪帳面積と實測面積との誤差一意識的たる無意識的たるを問はず一を有利に活用する等、入會權のみで依存する人々よりも經濟變動に對する弾力性は遙かに豊富であつたと考へられる。

個人有林にあつて、謂はば、例外的存在ともみられる大山林所有者は、その所有面積のみならず、山林に對する感覺に於ても亦、前記の人々とは相當な懸隔を示してゐた。

「山持ちは地所持ち」であるとは、我々の屢々耳にするところである。事實、かかる例證は甚だ多いのであるが、所有山林を該地に於ける彼等の勢力を維持する爲の經濟外的要素とする觀點を別とすれば、彼等は、所有山林に生活の基盤を求め、更に、山林經營の合理化によつては、より以上の望みを抱くことさへも可能であつた。このことは、彼等に、經濟變動の積極的利用乃至或る程度の操作をも可能にし、従つて、彼等は、かかる行爲を通じて、放棄された山林を極めて有利に獲得すると共に、次第に關聯事業一例へば、製材業等一への進出を試みるに至つたのである。それ故、大山林所有者は、山林を自己の生活の場一純然たる商品生産の場として意識し、それだけに亦、山林の維持・合理化への欲求は強烈であつたと見ることが出来る。然も、かかる欲求の實現は、傳來の技術と經驗とに通曉し、封建的絆に結ばれた勞働力を驅使することの出来る彼等にと

適確に捕捉し難い資本投資である一には、積極的意欲を示さなかつたのである。夥しい數に上る鑛山事故は、その具體的象徴と看做し得るであらう。それ故、この種山林が荒廢への一途を辿つたのは當然である。唯、かかる歸結の背後に秘められた人間性の否定は、巧に偽裝され、經營者によつては永遠に顧みられることのない事柄だけに、林業史研究の領域から逸脱する危険を冒しても、強く指摘してをかなければならない。

第二は、林産物一主として林木一の商品化を主體事業とするか、或ひは、それが一企業體に於て主要なる部分を占めてゐる場合、その企業體の機能を十全に發揮する必要上保持されてゐる山林である。従つて、山林に對する企業體の關心は、飽く迄も、林木の商品化に置かれ、林木育成への配慮は、必然的に、二義的地位に追ひやられてゐた。勿論、林木の商品化を企圖する彼等にとつて、山林の保持は不可缺の條件ではない。それにも拘らず、かかる山林の出現は、假令、林木商品化への捷徑を求めて彼等の觸手が既成山林に集中したとしても、商品價値を持つ林木の窮乏化に對應する、謂はば「窮餘の策」と考へても誤りないであらう。これと同時に、我々は、林木にのみ魅力を感じてゐた彼等の間には、自からをより有利な林木の取得へと驅りたてた情熱も、失はれた山林經營の企圖を甦らせるに至らなかつた事實を再確認してをかなければならない。何故ならば、この故にこそ、彼等にとつて、植民地の山林は、正に蠱惑的な存在であり、それだけに、内地の山林に對する關心は稀薄

つて、さしたる難事ではなかつた筈である。乍然、この他方、彼等の欲求が滿されるに従ひ、彼等の裡に潜む商業資本家的色彩は漸次濃厚の度を加へ、鑿て、彼等の所有する山林は、個人有林たる概念に包括されながらも、その性格は、會社有林に近接する方向を辿り始めてゐた。

會社有林の性格は、これを前者に比較すれば、極めて簡單である。それは、如何なる會社有林と雖も、その所有會社にとつて利潤抽出を可能にし、或ひは、それを促進することなくしては存續し得なかつたからである。會社有林を貫徹するこの基本的性格は、必然的に、所有山林の處理と經營とを明確な目的に統括する必要を生ぜしめた。従つて、我々は、會社有林を次の三種に分つことが出来る。

第一は、林業生産とは完全に切り離された主體事業に從屬する山林一例へば、鑛山備林に類するもの一である。この場合、山林は、自然的災害一土砂崩壊・雪崩等一を未然に防止し、必要とあらば、坑木・枕木・薪炭材等の供給を通じて、直接・間接に主體事業への援助を約することが出来た。乍然、經營者達は、山林の持つかかる機能を正しく認識し、これを助長しやうとはしなかつた。即ち、嚴密にいへば、自然的災害防止の如きは、主體事業成立の基礎的條件であつたにも拘らず、資本回轉の長期化を極度に嫌惡する經營者達は、假令、必要材の伐採は認めても、豫測し難い自然的事故發生への對抗策である山林の整備一植栽・育樹等一これは、長期に亘る、然も、その成果を

とならざるを得なかつたからである。

第三は、特用樹種一例へば、樟樹等一の栽培を直接的契機とする山林の所有である。然し、かかる山林所有の創出は容易に許されなかつた。その理由は、特用樹種の具備する自然的環境の特異性、或ひは、育成に關する技術的研究の不足等が算へられるであらう。それにも拘らず、最大の原因は、利用樹令を有する特用樹種の叢生林が獲得されざる限り、長期に達する育林の遂行が必然的に縫着する市場性への危懼であつたといはざるを得ない。従つて、この第三に屬する山林所有の形態は、時期的にも亦地域的にもさしたる重要性を持つてゐなかつたと考へられる。

右に述べた私有林の性格についての素描から、我々は、一應、次の如く結論する。

山林經營に對する熾烈な欲求と、豊富な經驗に恵まれ、且、その數に於ても壓倒的多數を占められる小山林所有者が、情熱を具象化する十分な場を興へられてゐなかつた限り、明治三〇一四〇年代に於ける我が國林業の中核は、大山林所有者並に中山林所有者によつて形成されてゐたといはざるを得ない。この場合、大資本に擁護された會社有林は、林木の商品化を媒介として積極的役割を演じ、その點に於ては、前二者と共通の利害を有したにも拘らず、基礎的な育林過程を缺くため、兩者は次第に垂離すべき運命に置かれてゐた。然し、このことは、林木の商品化過程を通じて、大資本が個人有林を捉へることを阻げ

るものではない。
然らば、森林法の改正は、かゝる私有林・部落有林・社寺有林を如何なる方向に導き、如何なる變化を與へたのであらうか。以下、改正森林法の成立経緯と共に、この點を明かにして行くこととする。

(註一) この變動は、我が國總面積の増減に隨伴する。いま特に顯著な年次を列記すれば次の如くである。

年次	全國林野積全面	備考
1893年 (明治26年)	16,773,265 ^町	農商務統計表ニ據ル。町以下切捨。
1897年 (明治30年)	19,015,189	同上
1898年 (明治31年)	24,574,135	同上

(註二) こゝで一應と記したのは、一九〇五年(明治三八年)の林野面積が三〇、四六九、二三九・六〇町と増加してゐるにも拘らず、その理由を見出し得ないからである。

(註三) 前節・註二参照。

(註四) 國有林に對する國家財政の援助は、各大林区の維持が森林資金歳入、林野及官有物拂下に依らざる限り不可能であることをみても明らかである。(下表

参照) 尙、御料林の特權的行爲は枚擧に達しない状態であるが、

項 目 種 別 年 次	收 入		支 出
	經常收入	森林資金入	
1903年 (明治35年)	2,588,707	2,404,051	2,670,651
1904年 (明治36年)	2,081,944	2,227,135	3,118,576
1905年 (明治37年)	2,884,769	2,354,995	2,956,552
1906年 (明治38年)	3,238,861	1,569,368	2,577,516
1907年 (明治39年)	5,145,431	3,703,986	4,002,085

大きな希望を抱いて意氣込んだのでありますが、夫も東の間我々は受業上、尠ならず失望させられたのであります(赤尾辰之助編・明治林業逸史・大日本山林會刊・昭和六年二七〇頁)とその不備が指摘されてゐる。後者については、前掲・帝室林野局五十年史・一〇七―一七頁参照。

(註六) これは入會權の整理と絡んで頻りに惹起されてゐる。従つて、當局に於ても、かゝる情勢に對處する爲常に下

「ソコデ從來御料局ハ川ヲ使用スルノデモ何デモ、勝手氣儘ニ實ハヤツテ居ルノデアル」といふ言葉を掲げてをく。(後出・委員會議録・福島議員の質問)

(註五) かゝる意識の醸成は、彼等の修學分野並に環境の特殊性に負ふところが大きい。例へば、「明治二四年」倍是から愈々専門の學業を修めるといふので一同

部組織への指導・警告を怠らなかつた。その具體例は隨所に現はれてゐるが、こゝでは差當り次の圖書と通牒とを掲げてをく。農商務省山林局・入會權整理の事例・明治四三年一月刊、同・入會關係整理事例・大正元年二月刊、藤原康雄・町村自治の發展策公有林野整理經營・明治四四年六月刊・一九一七―一七〇頁等。尙、農商務内務兩次官通牒(一九一〇年・明治四三年)も、この點を次の如く指摘してゐる。「部落有林野を市町村に統一歸屬せしめることは林野の整理開發上緊要のことに屬し兼て自治の圓滿と財政安固とを得せしむるものにして、部落割據の觀念を刈除せしむべく、」部落有林野を市町村に統一歸屬せしむるに當て事の容易ならんことを慮るの結果、統一を名として林野の大部分を部落民に分割又は賣却して唯其一部のみを市町村に提供する等本來の主旨を没却するが如きことなからしむこと」(傍點筆者)

(註七) この名稱は筆者による暫定的名稱である。

(註八) 所有形態別林野面積の調査は、私有林に關する限り、一九二四年(大正一三年)に始まる。これは下表の如くである。(本表は、林野廳調査課編・林業統計要覽・昭和二八年刊・一七頁)に據る。尙、備考欄の呼稱は、渡邊・全日本林業と農山村經濟の厚生・昭和一三年刊、四一―一頁。による。

(註九) こゝでは、現在の「農用林」の概念を想定した。

(註十) 極めて一般的表現であることを附記すること。

所有面積	所有者數		所有面積		備 考
	實 數 (人)	比率 %	實 數 (千町)	比率 %	
0.5 町 未 滿	2,732,541	59	911	9	小林家ス ト看做ス
0.5町~ 1町未滿	842,048	18	782	8	同上
1町~ 5町未滿	773,993	17	2,298	24	同上
5町~ 20町未滿	207,775	5	2,319	24	中林家ス ト看做ス
20町~ 50町未滿	37,658	1	1,222	13	同上
50町~100町未滿	9,927	0	620	6	大林家ス ト看做ス
100町~300町未滿	3,351	0	592	6	同上
300 町 以 上	889	0	920	10	同上
計	4,612,182	100	9,679	100	

(註十一) この誤差は區々であるが、筆者の見解によれば五〇倍とみて差支へない様である。

(註十二) 三田學會雜誌・第四十七卷・第一號「山林地主の生態」参照。

(註十三) 一九〇六年・嶺山事故は合計六、六二〇件、その中理由の明記してあるもの四五七件、殘餘は悉く「其他」に包括されてゐる。我々は、「其他」の中相當数が山林對策缺除による結果と考へてゐる。例へば、「明治二十三年頃：住友家總裁を訪ひて、別子銅山五千町歩は漸次荒廢するのみであるから、之を防ぐには造林を行ひ、運搬法を改善せねばならぬことを勤めたら：其の後に後に到り植林に着手することになつた。後明治二十八年に：當時御料局名古屋支局に在勤中の林學士を推薦したが、同氏は不幸にも明治三十二年別子銅山附近一帯の大崩壞の爲め惨死を遂げられた：」と我々の見解を或る程度裏付ける記述も見られるのである。(前掲・明治林業逸史・二七〇頁。)

(註十四) 例へば、各商會社木材部・各製紙會社等を想定した。

(註十五) 林野廳調査課・林業發達史資料・第四號・昭和二七年刊。「漆山雅喜氏を圍む座談會速記」參照。

(註十六) 同右書參照。

(註十七) 例へば、臺灣に於ける三井合名の樟樹植栽事業等。

周知の如く、森林法改正法律案は、一九〇七年、時の第三三回帝國議會に政府提出の形式を以て上程され、同年三月二十七日成立の運びに至つた。我々は、かゝる改正を必要ならしめた理由及び改正の主旨を、當時の衆議院議事録・衆議院森林法改正

法律案委員會議事録を中心として検討してみやう。

「近年ニナリマシテハ、此樹木ノ需要ト申スモノガ我國ノミナラズ、滿韓地方ニ於キマシテモ、頻リニ必要ヲ生シテ參リマシテ、歐羅巴各國ニマデモ需メラレト云フヤウナ時勢ニ立至リマシタ：就テハ：現行ノ法律ヲ増補改正セネバナラヌ所モ：適當ノ制度ヲ設ケナケレバナラヌ：モノヲモ見出シマシタ。：如何トナレバ現行法律ハ主トシテ保安林ノ制度、警察規則、若ハ山林犯罪ノ處罰ノ法ト申ス如キ點ヲ規定シ：其餘ノ事ハ餘リ及ンデ居リマセヌ、：約言シマスレバ所謂消極的の制度デ積極的ニ利益ヲ増益スルト申スヤウナトコロニハ：及ンデ居リマセヌ、：因テ本案ニ於キマシテハ現行法ノ保安林制度、警察若クハ罰則ト申スモノハ、多少修正ヲ加ヘマシテ、其外ニ：尙二三ノ新規ナル條項ヲ設ケ：」たのである。これに據れば、森林法改正の基底は、増大する内外の木材需要に對應すべく、材木の商品化を促進することにあつたといふことが出来る。

この目的に従つて試みられたのは、「第一ニ公有林、社寺有林ノ監督ヲ、一層綿密ニスル：」ことであつた。何故ならば、「公有林ノ面積が山林原野ヲ合せ、大約二百三・四十萬町歩アリ、ソレニ尙又政府ニ於テ數年前ヨリ山林中ニ存置スベキモノト、永久ニ存置ヲ要セザルモノトノ區別ヲシ、不要存置林ハ、追々公共團體等ヘ下附スルコトニナツテ居ル：」。それにも拘らず、「公有林ヲ：私有林ニ比較：スルト：利益が少ナイ、悪ク申シテ見レバ荒廢シテ居ルモノガ多イ：」そこで、

「本案(森林法改正法律案・以下同斷)ノ第九條ニ：オキマシテ必要ト見タナラバ、施行案トカ若クハ施行要領ト云フモノヲ定メサシテ、漸次實行サシテ往クト云フコトヲ法律上ヨリ極メルコトニ：」したのである。乍然、公有・社寺有林に對し、「現行法ハ其監督が事後ニ屬シ、ドウモ手遅レニナル：」傾向に置かれ、「荒廢ニナツテカラ施行法ヲ命ズル：」状態であつたとは考へられない。このことは舊法と改正森林法原案とを比較するならば、直ちに明白となるであらう。従つて、缺陷は條文の形式的不備ではなく、夫等の條文が公有・社寺有・私有の各林野を荒廢へと誘つた原因を適確に捉へ、これを是正する方向に導き得なかつた點に存したのである。ところが、右に示された限り、當局は、行政官廳の恣意的行爲を大幅に容認することによつて、各林野の荒廢を強權に依て阻止せんと試みたのであつた。然し、かゝる政策には自から限界が存し、假りに、一時的彌縫策を以て局面を糊塗し得たとしても、それが破綻への可能性を増大するに過ぎないことは自明の理である。それにも増して、この改正主旨に現はれた致命的缺點は、公有林野の現況を林野收益の計量的數字―これとても極めて不完全である―によつて、そのまゝ推定・評價したことである。いま、これについて若干の説明を加へて置く。

既に述べた如く、公有林野の設定に關して示された内的矛盾と、これに對する抵抗とは、設定された後に於てもその圓滑な經營を阻んでゐた。この爲に公有林野の問題は、何時しか、

内務省の手を離れて林野當局へと全面的に引繼がれて行つた。その間の詳細な経緯は不明であるが、手にあまる公有林野との關係を斷ち切り、その不手際を他に轉嫁せんとする前者と、精彩を缺く林野行政に焦燥を感じてみた後者の自己防衛本能とが、官僚的に妥協・融合した結果と見ることが出来るであらうか。この觀點に従へば、林野官僚が公有林野への監督權強化を積極的に採り上げた理由も、且亦、その行爲が「部落有林野統一の跡始末」と呼ばれる原因も、或る程度推測することが出来るやうに思はれる。然し、跡始末の故を以て、公有林野に對する林野當局の獨自性は何等損はれなかつた筈である。それにも拘らず、彼等は、公有林野を過去の誤まれる評價から解放することなく、逆に、その誤まりを擴大して行つた。「公有林野ハ：利益が少ナイ：悪ク申シテ見レバ荒廢シテキル：」といふ言葉こそ、その端的な表現といへやう。然も、かゝる斷定の基礎が、「我國ノ官有、民有、公有ヲ併セテ、山林ノ：收益ハ如何ニモ少ナイ、是モ明確ナ統計ハ得難イコトデアリマシテ、：極ク明確ナコトハ更ニ角ニ知レ難イコト：」であるに至つては最早や、いふべき言葉を知らない。彼等は、自から公有林野に對する評價の柱樑を證明したばかりでなく、遂には、それが欺瞞と呼ばれるに相應しいことを裏書きしたのである。

新しい條項の一つとして注目されるものに「土地ノ使用スルコト、若クハ水面ヲ使用スルコト申ス個條：」がある。これは、「深山ヨリ木ヲ出サウト致シマシテモ、：出スベキ道筋ト

云フモノガ多ク、種々ノ事情ガアリマシテ、容易ニ人ノ土地ヲ使用スルコトハ、相對デハ出來兼ネル場合ガ、」あり、且、「水ノ上デモ或ヒハ灌溉用水ナドノ關係ノアル處ニナリマシタナラバ、差支ヘナク使用サレルヤウナ場合デモ殊ニ依ルトソレヲ使用サセナイト云フヤウナ妨害モ、」起きて來る。従つて、「山林ノ木ヲ出スガ爲ニハ、他人ノ土地ヲ使用シ若クハ水面ヲ使用スルコトヲ得ラレルトコロノ便利を開イタ、」のである。勿論、「他人ノ地面ヲ唯使フ」のではなく、「相當ノ補償金モ、又各々守ルベキ規定モ」準備されてゐた。然し、以上の説明は、新設ノ條項を理解する上に、少しく表面的に過ぎる嫌ひがある。我々は、この點について、更に當局者の意圖を糺してみよう。

時の政府委員である久米山林局長は、南條議員の總括質問に應へて「土地收用」の項を森林法改正の核心であると強調し、それを次の如く説明する。「今日林業家が最も困ルノハ、通路ヲ開カナケレバナラナイコト、」であるが、その際には、「必ズヤ人ノ地面ヲ使ハナケレバナラヌ、」状態である。ところが、「現行ノ法律上デハ林業家ニ對シテ何等ノ保護ノナイ結果トシテ、相對相談デ人ノ地面ヲ使ハナケレバナラヌ、」爲に、「足許ヲ見ラレ、非常ニ高イ料金ヲ拂ハナケレバ、使フコトガ出來ナイ、」そこで、「必要ナル地面ノ使用ニ當ツテ、幾分カテ來ル、工夫ガ何ヨリ必要ナル、」に至つた。「コレガ此土

地ノ使用及收用ノ條ヲ設ケタ根本ノ理窟、」である。然し、この目的を持つ第四章「土地ノ使用及收用」と雖も、「此編ノ條ハ、前ニ諸君ノ御協賛ヲ經マシタ鑛業法ノ土地使用及收用ト云フ條ニ擬ツテ拵ヘ、」たものであるから、その意味では、必ずしも新規な條項と呼ぶには當らない。強ひていふならば、木材の輸送に際しては、「筏流シト云ハズ、水面ヲ使フ場合ガ多イ、」ことを考慮して規定された第五七・八・九條等が、前記鑛業法には見られない條項として挙げられる。

以上の説明から、我々は、土地使用及收用の設定理由として次のことが指摘出来る。即ち、第一に、この規定は、林木の商品化を促進せんとする積極的意欲の結晶であり、決して、林業家の「幾分カノ利益ヲ計ル」といふが如き内容に終始するものではない。第二に、この規定は林木生産の輿地化を認め、それを前提とするものである。従つて、こゝにいふ林業家とは、輿地に山林を所有する人々ニ主體的には大山林所有者を意味し、小山林所有者ニ里山所有者は逆に、土地收用の被利用者的立場に置かれることとなつた。第三に、この條項の直接的利用に伴つて豫想される他産業一特に農業との衝突に就いては、「法律ニ大體ノコトヲ書イテ置イテ、アトハ施行細則ト云フヤウナ方デ、」處理して行くといふことである。約言すれば、林木の商品化促進を基調とするこの規定は、大・中山林所有者の保護を通じて、小山林所有者に犠牲を強ひる反面、大・中山林所有者と林木の流通面に蟠踞する商業資本家との提携を可能に

した。それと同時に、林野荒廢に對する基本的解決策を持たぬ林野當局は、林木の商品化ニ林木生産額の増大によつて、その事實を隠蔽せんとしたのであるまいか。何れにせよ、こゝに記した我々の懸念は、森林組合制度をも含めて、その運営の末端に於て一段と明瞭な形をとるに至るのである。

森林組合制度の導入が、さきに述べた林木商品化の一環として、その意味では土地使用及收用と不可分の關係に置かれてゐたことはいふまでもない。即ち、森林組合の「目的トスルコトハ此事業(林業一筆者註)ヲ獨力デスルコトノムズカシイノヲ、合同一致シテ衆力ヲ合セテ滑ニサセヤウトスルタメ、」であり、具體的には、「此法律デハ關係アル所有者が合同シテ、林道ヲ開クタメニ組合ヲ作ラセルノデアル、又造林ヲスルニシテモ、合同シテ置ク方ガ都合ガ宜シイ、ソレデ組合ハ原案ノ六十二條ニアル通り四ツノ場合ニ作ルコトガ出來ル、」^(註十九)「而シテ此組合ヲ認ムル以上ハ之ニ、法人タル人格ヲ與ヘ、又其組織モ、法律ニ規定ヲ設ケル必要ガアルノデ、第五章(森林組合一筆者註)ヲ置イタ、」のである。尙、その詳細は、前掲の第四章と同様命令ニ勅令を以て規定することとした。

以上の説明並に第六二條の規定を検討するならば、森林組合については、既に豫想されてゐた幾つかの傾向乃至特徴を見出すことは誠に容易である。然も、この場合、我々の看過してならないことは、現在の山林所有形態に何等の改變をも加へず、換言すれば、所有面積・立地條件等の相異に觸れることなくして

夫々の所有者を合同・協力せしめ、よくその成果を擧げ得るであらうかといふことである。この疑念は、謂はば、森林組合運営の鍵とも看做される施行細則ニ勅令が、「マダ成案モ實ハ出來テ居リマセヌ、」^(註二十)といふ事實によつて擴大され行くのであるが、これに對する我々の斷定は、勅令の具體化を俟つて行ふのが至當であらう。

扱て、右に掲げた三つの條項は、何れも、森林法改正の中核と稱されてゐるが、我々は、更に、次の二點についても亦考慮してをかなければならない。その一つは、森林法の改正によつて、所謂開墾制限が緩和されたことである。即ち、「此度森林法ヲ改正致シマスル場合ニモ、現在デコソ山林デアルモノノ、開墾ニ適スルト云フヤウナモノデアレバ、成ルベク開墾ヲサセタイ、」それ故、「現行ノ森林法ノ上ニ於キマシテハ、森林ヲ開墾スルニ知事ノ許可ヲ受ケルコトニナツテキル、」のであるが、「此條ヲ削除致シマシテ、許可ナクテモ開墾ガ出來ル、」やうに改めた。この規定は、一見、森林法のもつ強烈な商品化傾向を阻止し、小農民の利益を擁護する措置とも解せられる。乍然、森林法改正の原則と根本的に背馳する規定を敢へて導入した理由は次の如くである。即ち、當時、國有林・御料林の創設過程に内包された諸矛盾は、林野行政の不完全さと相俟つて漸く表面化し、この勢は、國有林中の不要存置林處分を繞つて激化する傾向に置かれてゐた。これと同時に、米穀生産の漸減化にも拘らず、こ

れを輸入によつて補ふことは、資本主義化を急ぐ我が國經濟機構を前提とする限り到底望み得ないことであつた。従つて、農業面への關心は尖鋭化し、これは必然的に改正森林法の、更には、林野行政一般に對する批判的立場を形成する。それ故、改正森林法の成立を期する爲には、かゝる反對勢力と何等かの形で妥協する必要があつた。この手段の一つとして開墾制限の緩和が織り込まれ、他方、審議期間の短縮化が試みられたのである。

最後に火入の取締について一言する。火入は、秣或ひは芻敷の用に供する嫩草採集を目的として原野―特に入會の原野に多い―山岳等を焼くものであるが、その經濟的效果は俄に斷定し難い。唯、農民生活に溶け込んだ一種の行事たる意義は無視出來ないであらう。乍然、火入は森林火災の原因として屢々制限・禁止されて來たことは事實である。ところが、改正森林法は、これを舊法に比較するならば、少くとも法文上に於ては、火入の取締を緩和したと考へざるを得ない。これは兩者の比較を通じて明瞭にすることが出来る。^(註三六)勿論、その理由は、開墾制限の緩和と略々相似たものと推測されるのであるが、火入の緩和に於ては、改正森林法に對する農民よりの直接的批判を回避する意圖が多分に含まれてゐたのではあるまいか。何故ならばこの措置は、飽く迄も表面的・一時的現象に止つてをり、その後では、逆に、火入の取締を強化する方策が講じられ實現を急いでゐたからである。^(註三七)従つて、この意味からすれば、一九一

一年(明治四四年)の火入に關する禁止的立法は、^(註三六)「公有林野火入件」を俟つまでもなく、單に時日の問題に過ぎず、且、に豫定された行爲とも見られるのである。

(註一) 森林法成立の経緯は、概ね、次の如くである。

一九〇七年三月一日、議案提出。

同年三月四日、貴族院第一讀會、委員附託。

同年三月九日、正副委員長選出。

同年三月二三日、委員長報告、第一(續)・二・三讀會、可決

衆議院送付。

同年三月二三日、衆議院第一讀會、委員附託。

同年三月二五日、正副委員長。

同年三月二七日、委員會報告、第一(續)・二・三讀會、可決、

成立。

尙、貴族院に於て、森林法改正法律案・第一條 本法ニ於テ

森林ト稱スルハ林叢地及現ニ造林ノ用ニ供スル土地ヲ謂フ

が刪除された爲、森林法の條文中、森林に關する積極的規定

を缺くに至つたことは周知の通りである。

(註二) 「現行ノ法律」とは、一八九七年(明治三〇年)四月

月成立。一八九八年一月一日施行の森林法を指す。以下同斷。

(註三) 衆議院に於ける森林法改正法律案委員會で述べられた

た松岡農商務大臣の提案理由説明より引用。以下、提案理由

説明と略稱する。

(註四) 以下、本案と稱するは、貴族院にて修正された森林

法改正法律案である。

(註五) 提案理由説明。

(註六) 森林法改正法律案委員會に於て行はれた南條議員の

質問に對する久米政府委員(山林局長)の答辯より引用。以

下、質問者と答辯者との氏名を略記するに止める。

(註七) 「舊法」とは、註二に掲げた森林法を指す。以下、

同斷。

第三條 公有林及社寺有林ニシテ其ノ經濟ノ保護ヲ損シ又ハ

荒廢スルノ虞アルトキハ主務大臣ニ於テ營林ノ方法ヲ指定

スヘシ 私有林ニシテ荒廢ノ虞アルトキハ主務大臣ニ於テ

營林方法ヲ指定スルコトヲ得

第四條 前條指定ノ方法ニ背キ伐木ヲ爲シタル者ニハ主務大

臣ハ其ノ伐採ヲ停止シ伐木跡地ニ造林ヲ命スルコトヲ得

第五條 前條ノ造林ヲ怠ル者アルトキハ政府ニ於テ之ヲ行ヒ

其ノ費用ヲ徴收シ又ハ其ノ造林ニ係ル部分ヲ部分林ト爲ス

コトヲ得

(註八) 「改正森林法原案」とは、政府提出の森林法改正法

律案であり、註四の原案である。以下、單に原案と略稱する。

條十條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付施行案又ハ施行要

領ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトス

ルトキ亦同シ

地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ公有林又ハ社寺有

林ノ施行案又ハ施行要領ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十一條 公有林、社寺有林又ハ私有林ニシテ荒廢ノ虞アル

トキハ地方長官ニ於テ施行ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

前項指定ノ方法ニ違反シ伐木ヲ爲シタル者ニハ地方長官其

ノ伐採ヲ停止シ伐木跡地ニ造林ヲ命スルコトヲ得

第二十六條第二項(保安林規定―筆者註)ノ規定ハ前二項

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 前條第二項ニ依リ造林ノ命令ヲ受ケタル者造林ヲ

怠リタルトキハ行政官廳ニ於テ自ラ義務者ノ爲スベキ行爲

ヲ爲シ又ハ公共團體ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

前項造林ニ要シタル費用ハ行政官廳ニ於テ國稅徴收法ノ例

ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得

(註九) 次の言葉は、公有林野の設定について興味ある説明

ではなからうか。「第一の部落有林野の統一は部落有財産の

統一でありますが、それは部落有財産のうち林野が量に於て

他の財産よりも大きな位置を占めてゐたからである。それを

農林當局がやるやうになつたのは、造林促進の一つの前提と

して、造林をやるための一つの方便としてやつたのでありま

す。(傍點筆者)」林野廳調査課・公有林野整理統一の沿革・

林業發達史資料第五號・昭和二七年刊。参照。

(註十) 提案理由説明。

(註十一) 當局のかゝる態度は、公有林野整理統一の過程に

於て益々顯著となつて行くのであるが、このことは、同時に、

中央集權的國家權力の強化に狂奔する支配者階級の一姿容と
みることとも出来るであらう。

(註十二) 南條議員の質問に對する久米政府委員の答辯及び
提案理由説明。

(註十三) 一九〇五年三月八日・法律第四五號、一九〇七年
四月・法律第四一號にて一部改正。

(註十四) この主旨に従ふならば、この法律によつて利益を
得る人々が、單純な意味での大山林所有者に限定されてゐな
いことはいふまでもない。従つて、大資本の山林への進出も
亦、一層容易になつたことは事實である。

(註十五) 「サテ此水ノ使用ニ關シテハ餘程考ヘナケレバナ
ラヌノハ、；用水ナルモノハ；農業ニ最モ必要デアリマスカ
ラ、；農業ノ方ト林業ノ方ト衝突スルヤウオトガアツテハ
ナラヌ。」(前掲・久米政府委員の答辯)

(註十六) 前掲・久米政府委員の答辯

(註十七) 前掲・提案理由説明

(註十八) こゝにいふ原案とは、註四と同一である。

第六十二條 森林組合ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ
必要ナル事業ヲ爲ス爲一定ノ地區ヲ限リ之ヲ設立スルコト
ヲ得

一 國土保安ノ爲又ハ森林ノ荒廢ヲ防止シ若ハ荒廢セル森
林ヲ回復スル爲必要ナルトキ
二 森林カ所有者ヲ異ニシ協同シテ施行ヲ爲スニ非サレバ

其ノ利用目的ヲ達スル困難ナルトキ

三 森林産物運搬ニ必要ナル工事ヲナシ又ハ之ヲ維持スル
爲關係者ノ協同ヲ必要トスルトキ

四 森林ノ危害防止ニ付關係者ノ協同ヲ必要トスルトキ

(註十九) 前掲・久米政府委員の答辯

(註二十) 藤崎朋之議員に對する久米政府委員の答辯

(註二十一) 一九〇七年二月二五日・勅令・第三四八號・
森林組合令。

(註二十二) 舊森林法

第六條 森林ヲ開墾セムトスル者ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘ
シ

(註二十三) 河井議員の質問に對する久米政府委員の答辯。

尙、改正森林法は、保安林に關する部分を除き一切の開墾制
限を削除した。

(註二十四) これは、不要存置國有林野整理處分規則・一九
一五年(大正四年)七月・農商務省令・第一四號として具體
化した。

(註二十五) 米穀生産額及輸入額の概要は次表(次頁に掲ぐ)
の通りである。生産額は、農林大臣官房統計課・明治六年乃
至昭和四年農林省累年統計表・昭和七年三月刊より引用。輸
入額は日本帝國統計年鑑に據る。
(註二十六) これは、火入取締に關する條文を比較すれば明
白である。

項次	年	生産額 (石)	輸入額(担) 担=百斤	備考
明治 37 年		51,430,221	14,731,785	
38 年		38,172,560	11,595,913	
39 年		46,302,530	6,101,086	
40 年		49,052,065	6,770,264	
41 年		51,933,893	4,853,542	

舊森林法

第三十三條 森林官吏

又ハ警察官吏ノ許可

ヲ得スシテ森林内ニ

火入ヲ爲スコトヲ得

ス

第三十四條 森林ニ接

續スル原野ニ火入ヲ

爲ストキハ森林ニ對

シテ豫メ防火ノ設備

ヲ爲スヘシ

第三十五條 森林ニ於

テ濫ニ焚火ヲ爲シ又

ハ炬火を携帯スルコ

トヲ得ス

改正森林法

第七十八條 森林又ハ之ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲サトス

ルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受クヘシ

第七十九條 前條ノ火入ヲ爲サトスルトキハ豫メ防火ノ設

備ヲ爲シ且接近セル森林ノ所有者又ハ管理者ニ其ノ旨ヲ通

知スヘシ

(註二十七) 表面的・一等的現象であることは、火入緩和が

森林法改正の主旨と相反するものであることによつて十分推

測されるが、これは、森林法施行規則・一九〇七年二月二六
日・農務省省令・第二一號の規定によつて明らかである。即
ち、同規則

第四十三條 森林法第七十八條ノ規定ニ依リ火入ノ許可ヲ受
ケムトスル者ハ御料林又ハ之ニ接近セル土地ニ係ルモノニ

付テハ帝室林野管理局森林官吏、國有林又ハ之ニ接近セル

土地ニ係ルモノニ付テハ林區署森林官吏其他ノ森林又ハ之

ニ接近セル土地ニ係ルモノニ付テハ警察官吏ニ申請スヘシ

火入ヲ爲サトスル森林又ハ土地カ他人ノ所有又ハ占有ニ

屬スルトキハ所有者又ハ占有者ノ承諾ヲ證スル書面ヲ申請

書ニ添附スヘシ但シ御料林又ハ國有林内ノ火入ニ付テハ此

ノ限ニ在ラス

第四十四條 前條ノ申請ヲ許可シタルトキハ第九號様式(省

略一筆者註)ニ準シテ許可證ヲ作り之ヲ申請人ニ交付スヘ

シ

前項ノ許可證ハ火入者ニ於テ火入ノ際之ヲ携帯スヘシ

第四十五條 火入ニ付延燒其ノ他危害ノ虞アルトキハ森林官

吏又ハ警察官吏ハ何時ニテモ火入ノ差止又ハ火入ノ方法若

ハ期日ノ變更其ノ他相當ノ處置ヲ命スルコトヲ得

第四十六條 森林又ハ之ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲シタル者

ハ火氣消滅シタル後ニ非サレハ其ノ場所ヲ立去ルコトヲ得

ス

第四十八條 (罰則・省略)

第四十九條 (同右・省略)

(註二十八) 一九一一年(明治四四年)六月・法律・第七五號により次の如く改正された。

森林法

第七十八條 森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官

ニ於テ必要ト認め主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタル場合ヲ除クノ外火入ヲ爲スコトヲ得ス

前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ハ前項以外ノ土地ニシテ森林ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受クヘシ

之によつて、火入許可の最終的決定權は主務大臣の掌握するところとなり、火入は事實上禁止的制限を附せられるに到つた。尙、森林法の改正にも拘らず、施行規則に何等の改變も加へられなかつた事實は注目に價する。

(註二十九) 一九一〇年(明治四三年) 一月・林第五八・九號通牒。

五

森林法の改正に對する反論乃至質疑は、これを議會資料に徴する限り、内容が極めて概念的であり、且、質疑の核心が、さきに述べた改正の要點に觸れてゐないといふ意味に於て、我々の期待を甚だしく裏切るものであつた。この理由としては、審議に携はる議員―特に委員―の森林法に關する認識不足と、審議期間の短縮化とが擧げられるであらう。

公有・社寺有・私有林の監督權強化については、枝葉に屬する「施行案又ハ施行要領」に異常な關心を示してゐるにも拘らず、原案・第一二條(以下、原案の文章を略す)の意義及び影響に關しては、單に、それによつて惹起されるべき事實―これは重大な内容を含んでゐる―を確認しながらも、敢へて、それ以上追求しやうとはしなかつた。このことは、森林法の審議内容を知らずに好個の手懸りとなるものであるから、その概要を述べて置く。

第一二條の審議過程を通じて明らかになつたことは、第一に、こゝに記されてゐる「行政官廳」とは「地方廳」を指すものであり、第二に、造林命令に従はぬ私有林所有者は、理由の如何を問はず、造林義務の代理行爲者に對して、その費用を完全に補償しなければならぬといふことである。例へば、後者について、「(造林―筆者註)ヲ怠ルヤウナ場合ガアルト、其費用ハ國稅徵收ノ方法ノ例ニヨツテヤラレルト、身代限りヤラレル、サウスルト己レノ所有權ヲ資力ガ足リナイカラ、造林ヲセズニ置イタ爲ニスツカリ取ラレル、結果ヲ來ス處レガアリマスカ」といふ質問に對し、「公共團體ニ(造林ヲ―筆者註)サセル費用ハ、造林義務者が出サヌトキハ、山林ハ公賣サレルコトニナラウカト思ヒマスガ」と應へ、更に、「(造林ノ爲ニ―筆者註)公共團體又ハ行政官廳ガ金ヲ使ツタ其辨償ハ、本人ニ掛ツテ求メヤウト云フノデ、身代限りマデ取ルト云フコトデアリマス」と前言を繰返してゐる。ところで、この質疑應

答は、私有林の一部である個人所有林(私有林)を中心として行はれたのであるが、私有林には、この他、私法人の所有林・共有の山林(公法人たる資格を喪失した部落所有林・舊村所有林等も含む)も存在し、且、造林命令の對象が私有林のみに限定されず、「荒廢ノ虞アル」ことの認定が全面的に地方長官に委ねられてゐることを考へるならば、第一・二條による國家の監督權は無制限に擴大強化されたといふことが出来る。この結果、私有林所有者は、經營の自由はもとより、その所有權さへも脅かされるに至つた。加ふるに、保安林への指定・編入が―これは、山林の使用權に重大な制限を課するものである―主務大臣と地方森林會との合意により施行される實情の下に於ては、私有林に對する干渉の異常な執拗さに驚かざるを得ない。然も、これ等の措置が、果して、有效適切であるか否かに關しては速斷し得ないのであつて、徒らに、屋上屋を重ねるの感を拭ひ得ないのは、獨り筆者のみではないであらう。他方、一省令に過ぎない森林法施行規則(以下、施行規則と略稱する)が、「公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ其ノ公共團體又ハ社寺に屬スル原野、山嶺、荒蕪地又ハ森林タリシモノニシテ現ニ荒蕪セルモノニ付森林トシテ管理スヘキモノト否トヲ區分シ第三號様式ニ準シテ區分書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ差出シ認可ヲ受クヘシ。

地方長官ハ區分ヲ更正シテ前項ノ認可ヲ與ヘルコトヲ得。前二項ニヨリ認可ヲ受ケタル區分ヲ變更セムトスルトキハ地

法方長官ノ認可ヲ受クヘシ」と規定するに及んで、公有・社寺有林野の運命も亦、國家權力の掌握するところとなつた。かゝる規定は、「官吏が此條文(第一一條―筆者註)を濫用するならば、私有林經營の自由は際限なく蹂躪せられるであらう」と思はれる「驚くべき廣汎な施行方法の指定」であるが、これは、決して、「他の諸規定間の空隙を填充する爲め」のみではなく、中央集權的國家權力の強化に資する爲の、市町村制の強行―部落有・公有林野の統一なる基本的理念と、一般農民の現況を無視し、山林を商品的林木生産に統一せんとする官僚的劃一主義の所産なのである。然而、この觀點に據らざる限り、「此管理區分(施行規則・第二條―筆者註)は、土地所有權に對する重大な制限であるから、法律を以て規定するのが穩當であるが、省令を以て規定して居る」ことの必然性を理解することは困難であらう。

改正森林法の核心とも稱せられる第一・二條について、我々の注目に價する質疑は、僅かに、右に掲げた二・三に過ぎずこれが反論に至つては皆無に等しい状態である。このことは、既に豫想されたこととはいへ、國家權力の強化を企圖する政府側の完全な勝利であり、反面、一般の山林所有者にとつて新しい困難を齎したことは否定出來ない。然し、國家權力の強化は、これと結合し得る人々の支配力をも増加せしむるが故に、こゝに惹起された「新しい困難」が、時の政治權力から置き忘れた人々に對して、倍加された形で落ちかゝつて行つたの

は當然である。

「土地ノ使用及収用」の項に於ても、その審議状況は、右に比較して、さしたる變化を示してはゐない。むしろ、第六〇條(註三三)を中心とする質を別とすれば、その内容はより簡略化されてゐる。このことは、この項に關する規定が、何故か、當局の意圖を全く「骨抜き」にして組立てられ、従つて、この規定が現實の問題となる場合は極めて稀であるといふ見通しに基くものと解釋してをかう(註三五)。ところで、この解釋が正しいとするならば、我々は、ここに記した「何故か」をも含む幾つかの問題に直面するわけである。まず、改正森林法の一般的特質を「我が國林業の保護・育成策」であり「林木の商品化促進策」であると指摘し、更に、それ等の政策が「小山林所有者及び農民の犠牲によつて行はれた」とする我々の見解が(註三六)「土地ノ使用及収用」規定の現實的空文化によつて變更を迫られはしないかといふことである。然し、この問題に關する限り、我々の見解は、前記提案理由の説明並に政府委員の答辯によつても裏付けることが出来るのであつて、必ずしも、この規定にのみ依據する必要のないことを挙げれば十分であらう。然らば、「土地ノ使用及収用」規定は、何故に、實際的效力を持ち得なかつたのであらうか。

既に述べた如く、この規定の活用によつて齎らさるべき利益は、一部大山林所有者と林木の商品化に専念する商業資本家とに歸屬する性質のものである。それ故、この兩者が共通の利益する保護・育成策が林野官僚の理想に従つて、巧に、修正される要因となつたのである。換言すれば、「土地ノ使用及収用」規定は、國內の大山林所有者の希望を無視し得ないといふ意味に於てのみ法文化された、謂はば「名目的立法」であつたと看做すことが出来る。

森林組合制度の創設は、その目的及び制度それ自體に於てさしたる論議を喚ばなかつたにも拘らず、運営と關聯する條項に於ては、改正森林法の審議過程を通じ最も激しい攻撃を受けた。それは、第六八條の但書によつて御料林・國有林に例外的地位を認めんとする政府當局への反駁である。既に、「森林組合ニハ政府及御料局モ先ズ大體ニ於テハ、入ルモノト認メテ宜シイノデゴザイマスナ」といふ質問に對し、「國有林ノ多クハ殆ンド入ル必要ハナカラウト思フノデス、御料林モドウモ入ル必要ハナカラウト思ヒマスガ、ソレハ；但書ノ方デモツテ；義務ガナイト云フコトヲ極メヤウカト思フノデス」と應へながら、「何故ニ義務ガナイ」と追求されるに及び、「御料林・國有林等ノ如キハ大キナモノガ一纏ニナツテキルカラ、多クノ場合ハ入ル必要ガナカラウト思ツテキル」と除外例を御料林・國有林に限定せず、但書の一般化を仄かすことによつて追求を避けてゐる。乍然、これに續いて、兩者の特權的經營に對する弊害が強く指摘された後、「御料林ハ；ヤハリ國有林ト一語ニ、少シモ他ノ森林業者ノ利害ニ關係ヲ有タナイ、組合ヘ入ル必要ハナイモノデアルト、；何處マデモ御執リニナルノデスカ」と

に向つて結束したならば、その力を立法の上に反映せしめることも、恐らく、可能であつたと思はれる。その結果、この規定もかなりの變貌を餘儀なくされたに違ひない。乍然、當時の兩者に對して密接な聯繫と統一的行動とを期待することは不可能であつた。それにも拘らず、木材の絶對的不足に際會した大山林所有者は、この經濟状況を徹底的に利用し、更には亦、奥地林開發を有利に導かんが爲に、何等かの立法措置を要望し、然も、この要望が無視することの出来ない政治的背景を形成してゐたことも事實である(註三七)。乍然、彼等の要求は、次に述べる二つの理由によつて著しく制肘された。その一つは、林野當局が本能的に抱く美林への盲目的憧れであり、獨善的な合理的山林經營への執着である。この結果は、常に民有林の濫伐を非難する反面、國有・御料にみられる特權的山林經營の讚美となつて現はれてゐた。他は、政治權力との結合によつて成長・發展し來つた財閥の大資本の林業(註三九)と林木の商品化に限定されてゐる一顧をも興へず、最大の利潤を追つて、その主力を植民地に於ける掠奪的伐採に集中し、この無償に等しい材木を既成の販賣網を通じて商品化して行つた。この結果、國內の山林所有者は渺なからざる壓迫を蒙り、従つて、大山林所有者との關係も亦對立的にならざるを得なかつた。然も、彼等の掌握する鞏固な勢力と廣汎な組織は、我が國林業に興へられた一時的使命を擔ふに十分であつた。このことは、漸て、國內の山林所有者に對

追ひ詰められ、遂に、「必ズ入ラヌデ宜シイコトニハナラヌ」とする解釋に同意を興へるに至つた(註三三)。この結果は、施行規則第三六條に具體化されたのであるが、我々は、右の質疑に關聯して、尙、若干の説明を付け加へてをきたいと思ふ。それは、森林組合の條項を詳細に検討したとき、その影響力に於て、第六七條の「但書」を遙かに上廻る條項を見出し得るにも拘らず、質疑の中心が専ら「但書」に集中された事實を如何に理解し、亦、解釋するかといふことである。

改正森林法の對象は、原則として森林一般であり(註三四)の別による特例等は何等認められてゐない。乍然、國有林野法を持ち、早くから事實上の例外的地位を占めてゐた國有林と、舊森林法施行以來、條文の解釋・適用に關する數次の交渉を通じて特權的立場の確保に努めて來た御料林とは、改正森林法に對する態度も自から異つてゐた。それ故、森林法の改正に當つては、政府當局への折衝によつて、豫め要望の實現を確認得たもの(註三七)、これを既成の事實として公表することは出来なかつた。従つて、改正森林法に關する限り、御料林の立場は、國有林に比べ、著しく弱かつたといはざるを得ない。ところが、除外例の設定を通じて兩者の特權を明確化せんとする意圖の下に、當初から、この兩者を想定して挿入された「但書」は、條文それ自身の性質からしても、當然、論議は避けられなかつたであらう。加之、兩者の内包する諸矛盾の激化につれて、他の林野に及ぼす弊害は顯著となり、人々の間には、兩者への不信

と不満とが根強く形成されてきたのである。これこそ「但書」への攻撃が異例の激しさを以て行はれた最大の理由であつた。即ち、改正森林法の審議過程に於て繰返し繰返し述べられた兩者への不信は、遂に、「但書」を原形のまゝ容認することを拒否したのである。勿論、かゝる反駁も、「但書」の性質に大きな變化を與へるには至らなかつたのであるが、それは、改正森林法の本質を衝いたといふ意味に於て高く評價さるべきである。

以上の研究に基き、改正森林法の性格を一般化して規定すれば次の如くである。即ち、改正森林法は、我が國林業の急速な發展を期する爲に、森林を強力な國家權力によつて統制し運営せんと試みた。従つて、國家權力の強化を狙ふ部落有林野の統一に對しては、強硬な態度を採つたのである。同時に、林業の發展とは、畢竟、林木の商品化に外ならぬとする考へ方は、一方に於て、財閥資本の植民地林業への参加を援助し、掠奪伐採容認の立場をとらしめた。他方、國內の森林に對しては、逆に廣汎な監督權を確保・行使することによつて美林商品價値を持つ山林の育成に努力を注いだのである。森林組合制度の設置は、後者の目的貫徹の手段として下部組織の結成を計つたものであつて、その中核に大山林所有者が指定され、彼等の活動には最大の便利が與へられてゐた。勿論、この場合にも、山林の持つ他の役割に治山治水が最大限に利用されたことはいふまでもない。

(註一) 貴・衆兩院に於ける委員の氏名は次の通りである。

尙、衆議院の委員に就ては、本稿に必要と認められる略歴を附した。

貴族院委員氏名。(訓不同)

二條基弘・平松時厚・松平直敏・尾崎三良・宮本小一・園田安賢・安場末喜・原保太郎・山田爲暄・藤田四郎・武井守正・奥山政治・岡田良平・辰己橋太郎・澤原俊雄
衆議院委員氏名。(順不同・〇印特別委員)

〇木暮武太夫 群馬縣。立憲政友會。

農工銀行取締役・伊香保礦泉場取締役。

後藤文一郎 愛知縣。同右。

愛知縣々會議員。

武滿義雄 鹿兒島縣。同右。

加世田鰯漁業株式會社。

安念次左衛門 富山縣。憲政本黨。

中越鐵道株式會社・中越銀行・富山日報重役

齋藤良輔 山形縣。同右。

山形縣々會議員・水利土功組合議員。

福島宣三 福井縣。大同俱樂部。

農商務省御用掛・大韓勸農株式會社・東洋漁業・東洋捕鯨・東京運河・帝國電燈・東洋電氣工業株式會社他數社の重役。

石井 信 秋田縣。立憲政友會。

秋田縣々會議員・町立湯澤圖書館長。

美彌龍彦 山口縣。同右。

地方森林會議員・縣農會副會長・蠶絲業組合長・防長米同業組合長等。

上藤善助 長野縣。同右。

縣蠶種同業組合聯合會議長・蠶絲業組合中央會議員・丸子鐵道株式會社重役等。

佐藤伊助 新潟縣。憲政本黨。

新潟縣。憲政本黨。

町會議員・學務委員等。

大野龜三郎 岐阜縣。立憲同志會。

株式會社興業銀行・蘇東銀行・北海道馬匹獎勵株式會社重役・生産調査會委員等。

藤崎朋之 高知縣。立憲國民黨。

辯護士・縣會議長等。

河原林義雄 京都府。立憲政友會。

嵯峨木材合資會社・京都農工銀行重役・縣會議長等。

〇山本幸彦 高知縣。同右。

高知師範學校長等。

〇河井重藏 靜岡縣。立憲國民黨。

地方森林會議員・私立掛川銀行取締役等。

小田文行 岩手縣。憲政本黨。

縣會議員・九戸郡產馬會會員等。

〇南條吉左衛門 長野縣。大同俱樂部。

縣會議員・縣蠶種同業組合聯合會々長等。

川眞田德三郎 德島縣。新政會。

縣會議員・阿波藍株式會社・阿波國共同汽船株式會社重役等。

(略歴は、衆議院事務局・衆議院議員略歴・昭和七年刊参照。)

(註二) 原案・第十一條参照。

(註三) 福島議員の質問参照。

(註四) 以下の條文は全て原案に據る。第十二條については、前節・註八参照。

(註五) 南條議員の質問に對する久米政府委員の答辯。

(註六) 南條議員の質問。

(註七) 久米政府委員の答辯。

(註八) 山本議員の質問に對する久米政府委員の答辯。

(註九) この名稱は、筆者による暫定的呼稱である。

(註十) 前節・註八参照。

(註十一)

第十九條 保安林ノ編入解除ヲ爲サムトスルトキ又ハ地方長官其ノ申請ヲ受理シタルトキハ地方長官ニ於テ其ノ旨ヲ森林所有者、土地所有者其ノ他土地ニ付登記シタル權利ヲ有スル者ニ通知シ且慣行ノ公布式ヲ以テ之ヲ告示シ森林所在ノ市町村役場ニ之ヲ揭示スヘシ
地方長官ハ前項告示ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタル後保安林ノ編入解除ヲ地方森林會ノ議ニ付スヘシ

第二十條 地方森林會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一九〇七年一月二六日勅令第三四七號 地方森林會規則

第一條 地方森林會ハ農商務大臣ノ監督ニ屬シ森林法ニ依リ

其ノ權限ニ屬スル事項ヲ審議ス

第二條 地方森林會ハ會長一人議員十五人以内ヲ以テ之ヲ組

織ス

第三條 地方森林會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ地方長

官事故アルトキハ其ノ代理者之ニ代ハル

議員ハ左ニ掲クル者ニ就キ農商務大臣之ヲ命ス

一 府縣高等官

二 大林區署高等官

三 職務署高等官

四 內務省土木出張所高等官

五 府縣名譽職參事會中ヨリ互選シタル者

六 森林事業ニ經驗アル者

七 治水、土木、鑛山、農業又ハ水産事業ニ經驗アル者

前項ニ掲クル者ノ外御料地所在ノ府縣ニ在リテハ帝室林野

(管理)局高等官ヲ議員ニ命スルコトヲ得

第五條 官吏ニシテ議員タル者ノ外議員ノ任期ハ二年トス但

シ府縣名譽職參事會員ノ互選ニ係ル者ノ任期ハ府縣名譽職

參事會員ノ任期ニ依ル

(以下略)

(註十二) 森林法施行手續參照。

(註十三) この期間は、手許にある資料(福岡縣内務部・森
林法規・乙號・明治四三年刊等)に據れば、概ね五ヶ月〜一
二ヶ月である。

(註十四) 施行規則・第二條。

(註十五・十六) 蘭部一郎・山林法・新法學全集第三十三卷・
昭和十五年刊・一三頁。

尙、これと關聯して、當時の大阪朝日が次の如く指摘してあ
るの興味深い。即ち、「茲に最も意を至すべきは、直接監
督及び調査の任に當る林務官吏に森林上の智識ある者を選
び、從來の如き射利の惡徒と結託して、不善を爲す無學無知
品性下劣の輩を嚴密に淘汰し、直接人民に接する當該官吏を
改善するの更に一層有効なるを知らざる可からず、然らずん
ば改正法は或ひは却つて濫伐盜伐の弊を助長するの器具たら
んのみ(傍點筆者)」「大日本山林會報・第三百一號—明治四
十年十二月—三九〜四一頁。」

(註十七) 蘭部・前掲書・一三〜四頁。

(註十八) 一八八八年(明治二年)施行の市町村制—一八
九五・九八(市制のみ)・一九〇〇年一部改正、一九一一年
(明治四四年)全文改正—の性格については、東京市制調査
會編・自治五十年史參照。

(註十九) 「(地方廳が造林義務者ノ代理行爲ヲ爲スコトニツ
イテ—筆者註)山ヲ黒クスルノガ必要デスカラ罰則ハアリマ
セン」(福島議員の質問に對する久米政府委員の答辯)。

(註二十) 蘭部・前掲書、一五頁。
(註二十一) 僅かに花井卓藏議員が全文の再検討を理由に、
上程延期を要求したのみである。尙、この要求は、衆議院に於
ける森林法案議過程に現はれた唯一の反對論と看做される。
(註二十二) 一般の山林所有者とは、民有林一般の意味であ
る。

(註二十三) 第六十條 流木竹ノ爲必要アル場合に於テハ沿岸ノ土地ニ立

入ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ損害アリタルトキハ賠償ヲ爲

スヘシ

(註二十四) 福島議員の質問參照。

(註二十五) この解釋の妥當性について確證を示すことは困

難である故、かゝる表現を用ひた。

(註二十六) 第二・三・四節參照。

(註二十七) 第一節・註七參照。

(註二十八) かゝる傾向は、決して當時にだけみられたもの

ではない。例へば、島田錦藏氏は、明治三〇年代に於ける國

有林經營の生長過程を論じた後、「その生産力をみると、内

地國有林の林産物生産量は、平時において用材全生産量の二

割、薪炭材一割に過ぎなかつたが、用材は秋田のスギ、青森

のヒバのような良材を始めとし、民間に産出すくない貴重な

長大材を産出し、單なる數量の點以外に重要な地位にある。

もしそれ、この生産量を單位面積あたりに計算すると、支那

事變發生前、一町歩一年に五石餘となり、私有林の一六石に
比して著しく低い。これは後者が極度の過伐に陥つてある
からであつて、林力そのものを示してあるのではない。日本
本の國有林も生産能力は私有林に勝り、その備蓄を戦時に備
えていたといふべきであらう」(現代林業發達史序論(一)・林
業經濟・第四卷・第六號・昭和二六年六月刊・二〜三頁)。
と國有林の役割を述べてゐる。然し、こゝでは、私有林の過
伐が國有林の備蓄を補ひ、更に、それが特權的經營によつて
擁護されてゐたことには何等觸れてゐない。かゝる國有林の
理解が國有林の誤れる讚美でなければ幸である。

(註二十九) 大資本の外地進出は、一九〇三年、三井物産が

旭川第七師團創設に必要な建築材の製材を目的として、石

狩國砂川町に砂川木工場を創設したとき以降と考へて大過な
いであらう。

(註三十) 第二節參照。

(註三十一) 第六十八條 森林組合成立シタルトキハ組合員タル資格ヲ有

スル者ハ總テ組合員トス但シ命令又ハ定款ニ於テ加入ノ義

務ナシト定メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

(註三十二) 福島議員の質問及久米政府委員の答辯。

(註三十三) 第三十六條 御料林又ハ國有林ニ付テハ帝室林野管理局又ハ

政府ハ獨立シテ經營スルヲ不便ナリトス場合ヲ除クノ外

森林組合ニ加入スルノ義務ナキモノトス

前項以外ノ森林ニシテ試験、演習等特種ノ目的ニ供セラレ
若ハ面積廣大ニシテ獨立經營ノ方法確定シ其ノ他特別ノ事
情アル場合ニ於テ地方長官之ヲ協同經營ニ屬セシムルノ必
要ナシト認メタルモノニ付テハ其ノ森林所有者ハ森林組合
ニ加入スルノ義務ナキモノトス

(註三十四) 森林法・第一條參照。

(註三十五) 例へば、舊森林法・第六條・第二十條に依る

「森林」には國有林は包含されてゐなかつた。(前掲・帝室
林野局五十年史・三九六頁。)

(註三十六・七) 同右書・三九四〜四〇〇頁參照。

(註三十八) かかる事例は、改正森林法の審議過程に於て隨
所に述べられてゐる。例へば、「殊更ニ造林ヲ名トシテ：如
何ナル有要ナ地ニモ森林ヲ仕立テ、サウシテ耕地ニ害ヲ爲
サシムルト云フコトガアル。是ハ：御料地ニ於テ最モ多イ：
河井議員の質問。」

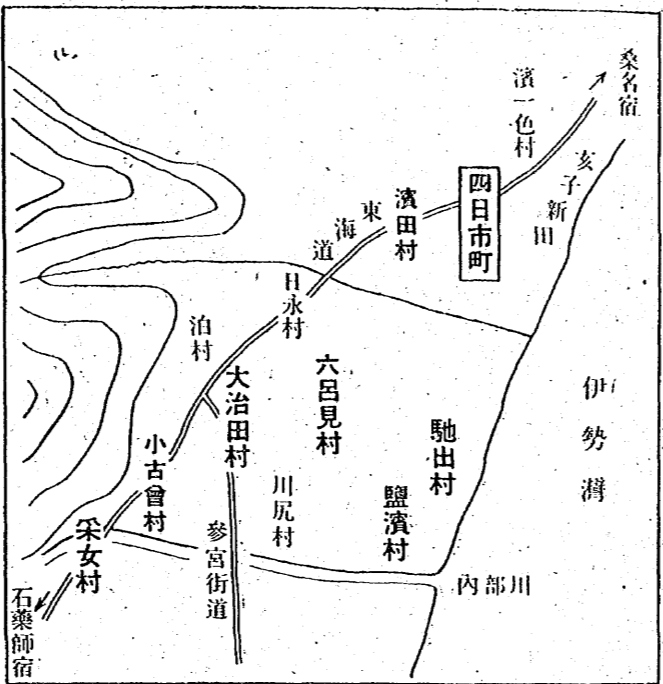
村明細帳を通じてみた伊勢の

農村と都市

——四日市宿を中心として——

速 水 融

本稿において紹介せんとするのは、享和元年(一八〇一)、
及び天保九年(一八三八)の伊勢國三重郡四日市宿を中心とす
る附近の村明細帳である。(註一) 村明細帳の史料價値、従つ
てその限界に關しては、既に野村兼太郎教授により詳細に述べ
られてゐる處であり、今更こゝにくり返す必要はない。(註二)
たゞこの種の史料たゞ一つから、當時の農村の狀態一般を推論
する事は不可能であり、その限りに於いて本稿に示した諸事實
も、個々の村の、より多くの史料によつて再検討する必要がある。
しかし、こゝに示した史料の村々は、地圖にみる如く、比
較的まとまつた一つの地域である。従つて、それらの史料から
は、個々の村の特殊性と、共通した伊勢北部の農村としての特
質を示し得た。この事は支配關係の錯雜した關東では非常に困
難な事の様に見える。しかし、この事も次に述べる點で限定
を附さるべきである。即ち、享和元年の史料は後述する様に二



四日市附近略圖
太字は本稿において述べる町村名を示す

種類あり、記載内容、提出先の相違から、同一の規準に基いた
ものとは思えない點であるが、殆んど同時に書かれてゐる處か
ら兩者の間に何等かの關係があるとも考えられる。又、天保九
年の史料は既に戸谷敏之氏が主として肥料史の面から利用、紹
介されたものである。(註三)

(註一) 兩者とも徳川林政史研究所所蔵のものである。

(註二) 野村兼太郎編著「村明細帳の研究」

村明細帳を通じてみた伊勢の農村と都市

(註三) 戸谷敏之「徳川時代に於ける農業經營の諸類型」
(アチック・ミニューゼウム・ノート第一八)。なお同書におい
て、戸谷氏はこの村々を相模以西、伊勢迄の東海區農村の代
表として考へて居られた様である。

この地方に關する研究は、一般的に言つて非常に少いと言わ
ねばならない。(註一) これには幾つかの理由が考えられるが、
今ここに擧げる必要もあるまい。しかし、だからと言つてこの
地方の研究が重要でない事にはならないと考える。近世の經濟
史上、この地方の果たした役割は、相對的にみて決して輕くはな
かつた。三井家を代表とする伊勢商人の活躍は先ず第一に擧げ
られよう。又それに關聯して松坂木綿の名で知られる綿織物生
産、綿作、及び菜種の栽培等は、局地的であるとは言へ京都、
大坂を中心とする所謂先進地帯の農村の一翼を形成してゐるの
である。しかし、かゝる性格が伊勢全體を示すものか否かは甚
だ疑問とせねばならない。古島敏雄氏も、その著「日本農業技
術史」において前記戸谷氏の示された諸指標を引用された後に
「明細帳が一部に集中してゐる嫌がないでもない」(註二)と
疑問を持たれてゐる。ともかく、この地方が近世經濟史の研究
史上、一つの眞空地帯となつてゐる事は否定し得まい。

(註一) 管見の限り、この地方に關する特殊研究としては次
のものを擧げ得るのみである。野村兼太郎「安濃津騒動記」

(三田學會雜誌第三十卷第十一號所收)、喜多村俊夫「伊勢國
多氣郡の水論に關する一史料」(經濟史研究第二十四卷第三號